

公益財団法人 すみれ学級 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人すみれ学級と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、様々な事情の中で育つ地域の子ども達に対して、安心して楽しくご飯を食べたり、宿題や読書をしたりして過ごすことのできる時間と居場所を提供することにより、子ども達が自らの可能性を広げ、よりよい社会づくりを担えるよう、地域における児童及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) こども食堂の運営事業
- (2) 学習支援事業
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに財産の拠出及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 大分県大分市 設立者 藤井富生 現金 300万円

(基本財産)

第6条 前条の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 7 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から（翌年）3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業報告状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第 10 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 4 章 評議員

第 1 節 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に、評議員 10 名以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 次の号に該当する者を選任することはできない。

(1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）

3 評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

4 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員の報酬は無報酬とする。

第2節 評議員会

(権限)

第15条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項に限り決議する。

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第17条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(招集通知)

第18条 理事長は、評議員会の5日前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、

決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の記事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選出する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることが出来ない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、法令及び定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員

会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 24 条第 1 項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 30 条 役員報酬は無報酬とする。

(取引制限)

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 32 条 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、「理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）」、又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。
ただし、その責任の限度額は 100 万円以上で当法人が、あらかじめ定めた額と法令で定める最低責任度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会の規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更ができる。

- 2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第41条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的する他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条 当法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残高に相当する額の財産を、当該公益の取り消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等にもとづき贈与するものとする。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第8章 補 則

(法令の準拠)

第45条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(設立時の評議員)

1 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

中野俊彦、安部康治、甲斐和則

(設立時の役員)

2 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 藤井富生、松尾 則義、長松宜哉

設立時代表理事 藤井富生

設立時監事 大森康弘

(最初の事業年度)

3 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(定款の変更)

4 この定款の変更は、平成31年2月23日から施行する。